

アライグマ及びアナグマによる農作物被害に お困りの農林事業者の皆様へ！

農作物等の販売を行っている農林事業者の皆様については、アライグマやアナグマの有害捕獲許可申請や小型箱ワナの貸出(最大5基まで)を農政事務所でも行っております。

また、有害捕獲したアライグマ、アナグマについては市が処分を行います。

なお、箱ワナの貸出には、台数、貸出期間、設置場所等の条件がありますので、詳細はお近くの農政事務所にご相談ください。

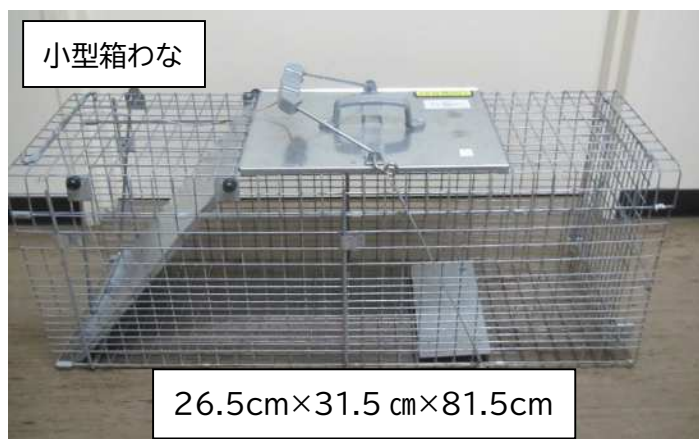
※箱ワナの貸出を希望する場合は、アライグマの捕獲許可を受けていることを条件とします。アナグマだけの場合は、ご自身で箱ワナをご用意ください(但し許可は必要)。

アライグマ



アナグマ

小型箱ワナ



26.5cm×31.5cm×81.5cm

許可がない野生鳥獣の捕獲は違法になりますので、ご注意ください！

●農林事業者の方の有害捕獲許可申請及び箱ワナ貸出についての相談

【門司区、小倉北区、小倉南区】は東部農政事務所(小倉南区役所内) TEL093-951-1020

【若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区】は西部農政事務所(折尾出張所内) TEL093-693-9912

●アライグマ・アナグマ処分についての相談

鳥獣被害対策課 TEL093-582-2269 (小倉北区城内1-1)

※アライグマを目撃した場合、福岡県「目撃・被害情報投稿アプリ」にも
右記 QR コードから登録をお願いします。 →→→

